

〈募集要項〉

中国への米輸出拡大に向けた精米工場の条件整備について (トラップ調査を実施する精米工場業者の募集)

1 目的

中国への米輸出は、指定精米工場での精米及び登録くん蒸倉庫でのくん蒸が義務付けられています。中国への米輸出の数量拡大に対応するためには、指定精米工場及び登録くん蒸倉庫の数を増加させる必要があります。このため、平成 23 年度については、国において精米工場の指定に必要なトラップ調査^{注1}を実施することとしましたので、中国へ輸出する米の精米を行うため、植物防疫所の指定を受けることを予定している精米工場業者を募集します。

注1 トラップ調査：誘引剤を用いたトラップ（フェロモントラップ）を設置し、カツオブシムシ類が発生していないことを確認する調査。

2 調査の実施内容

中国向け日本産米の精米工場として指定を得るためには、最寄の植物防疫所に指定申請をし、カツオブシムシ類^{注2}の誘引剤を用いたトラップ調査を1年間実施し、カツオブシムシ類が無発生であることを確認することが必要です。

国において実施するトラップ調査は、国が別途入札により選定した調査会社に委託して実施します。また、国が委託して行う調査時期は、国と調査会社との間での契約締結（平成 23 年 6 月頃を予定）後の調査開始日以降、平成 24 年 3 月の特定日（1 週間単位の検査のため、個々のケースで異なります。）までとなりますので、指定申請に必要な調査期間 1 年間のうち、残りの期間の調査は自己負担となります。

注2 カツオブシムシ類：ヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシをいう。

3 応募資格

次の要件を全て満たす精米工場においてトラップ調査を実施しようとする精米工場業者

- ① 50 馬力以上の精米機を有するとう精施設（平成 23 年度中に稼動するとう精施設を含む。）を所有、あるいは恒常的に利用していること。
- ② 精米の製造に関して「品質マネジメントシステム ISO 9001」（国際認証）の登録や（社）日本精米工業会の「精米工場品質システム（JRQS）」の認定を受けている、若しくは食品衛生管理のための「AIB 食品安全統合基準」を導入していること、又は本件の応募用紙提出時まで、それらの登録、認定又は導入のための申請を行っていること。
- ③ 平成 23 年中に中国向けの精米工場として指定を受けるための申請を植物防疫所に提出すること。
- ④ 指定後、外部から中国向け精米の依頼を受けた場合は、特別な事情がない限り、とう精を行うことを承諾すること。

4 募集精米工場

次の括弧内の地域のうち、1 地域につき 1 か所以上を予定（全国で計 12 か所を予定）。

（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州）

5 提出書類

応募用紙及び応募用紙に記載された関係書類

6 書類の送付先

農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課貿易企画班

(本館6階ドア番号：本667)

担当者/森、須田、福水

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3502-8111 (代表) (内4270)

03-3502-7965 (直通)

FAX：03-3591-1692^{注3}

E-mail：shoku_bou@nm.maff.go.jp^{注4}

注3 FAXの場合は、必ず、電話連絡をお願いします。

注4 当省のメール・サーバの制限により、添付ファイルが5メガバイトを超えると受信できなくなります。添付ファイルを分割又は圧縮（lzh形式のみ可）するなどしてください。

7 募集期間

平成23年4月27日（水）から平成23年5月18日（水）（午前中必着）まで
（FAX及びE-mailの場合についても同様です。）

8 選考方法

書類選考の後、必要に応じて植物防疫官による実地調査を経た上で採否を決定します。このため、募集締切り後、調査対象精米工場の決定までに2～3週間程度かかります。

9 選考に当たっての留意事項等

- ① 提出いただいた書類は、本選考のみに使用し、それ以外には使用しません。また、結果についての問い合わせには、回答致しません。
- ② トラップ調査を実施する前に、最寄の植物防疫所と打ち合わせを行い、トラップの設置場所を決めていただく必要があります。
- ③ 実地調査の際、施設に関する指摘を受けることがあります。その場合は、それを満たす措置を講じていただくことが採用の条件となります。当該措置を講ずる際に発生する費用は、全て精米工場側の負担となります。
- ④ トラップ調査は、カツオブシムシ類の全国的な発生度合いのデータを収集する目的も兼ねているため、国の調査は最低3ヵ月間継続して実施します。ただし、カツオブシムシ類の発生が確認された場合、3ヵ月間経過以降は調査を打ち切ります。
- ⑤ 国のトラップ調査期間中に設置したフェロモントラップを破損した場合は、自己負担で交換し、その旨を調査会社に連絡していただくこととなります。
- ⑥ 中国向けに輸出される精米工場として指定を受けるためには、今回のトラップ調査の終了後、中国側検査官の確認が必要となります。また、この中国側検査官の招聘に要する費用は、全て精米工場側の負担となります。
- ⑦ 今回のトラップ調査を経て、中国向けに輸出される精米工場として指定された場合、「中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領」（平成20年6月20日付け20消安第3741号消費・安全局長通知）の別表1に定める「中国向け精米工場の指定基準」に適合するように、継続的にトラップ調査を自己負担で実施していただく必要があります。

中国への日本産精米の輸出に向けたトラップ調査を実施する精米工場の募集関係

		記入日	平成	年	月	日
事業者名・工場名		代表者氏名				
所在地 (住所)		電話: FAX:				
担当者氏名 (連絡部署)		電話: E-mailアドレス:				
今回トラップ調査を希望する精米工場の設備概要等(該当箇所を記入)						
建坪(m ²)		<ul style="list-style-type: none"> ・既に稼動済み。 ・平成23年度中に稼動する予定。 (どちらかを取り消し線で抹消)				
敷地面積(m ²)						
とう精ライン数及び各とう精能力(ライン毎の玄米トン/日(1日は8時間で算出のこと))						
保有精米機(台数、名称、馬力数、とう精能力(kg/h)) (追加で購入見込みの場合は、追加見込みと明記し、購入時期(年月)を記入)						
色彩・ガラス選別機(台数、処理能力(kg/h)) (購入見込みの場合は、見込みと明記し、購入時期(年月)を記入)						
金属探知機(台数、処理能力(kg/h)) (購入見込みの場合は、見込みと明記し、購入時期(年月)を記入)						
包装能力(自動化で対応できる製品重量)(1包装当たり) 最低重量()、最高重量() (該当する数値を記入)						
低温倉庫(室数及び各面積(m ²)) (建設見込みの場合は、見込みと明記し、建設時期(年月)を記入)						
残留農薬・カドミウム分析の測定設備の有無 有 無 (該当箇所を○で囲む) (購入見込みの場合は、見込みと明記し、購入時期(年月)を記入)						
登録、認定等(該当箇所を記入)						
精米の製造に関する「品質マネジメントシステムISO 9001」(国際認証) (登録年月日)、有効期限) (取得見込みの場合は、見込みと明記し、申請時期(年月)を記入)						
(社)日本精米工業会の「精米工場品質システム(JRQS)」 (認定年月日) (取得見込みの場合は、見込みと明記し、申請時期(年月)を記入)						
食品安全衛生管理のための「AIB食品安全統合基準」(AIB: American Institute of Baking) (導入年月日) (導入見込みの場合は、見込みと明記し、申請時期(年月)を記入)						
提出書類 ・トラップ調査を希望する精米工場の見取図(各部屋の名称及び面積(m ²)を記載)及び精米工程図 ・当該精米工場の概要がわかる既存の書類(パンフレットなど)(あれば) ・直近の主食用米穀をとう精した実績を示す書類 ・登録や認定等がある場合、その証書の写し。又は、それらの申請を行っている場合、その申請書の写し。						
トラップ調査の対象に選定された際には、国が実施する本調査事業の開始前までに、指定精米工場の申請に係る諸手続きを終了し、1年間のトラップ調査の結果、カツオブシムシ類が発見されていないことが確認された場合、平成24年度中に中国向けの精米工場として指定を受ける予定です。また、国が選定した業者によるトラップ調査を1年間実施することを約束致します。 なお、中国向け精米工場として指定を受けた後に、外部から中国向け精米の依頼を受けた場合は、特別の事情がない限り、委託精米を行うことを約束致します。 また、申請の日からさかのぼって1年間に、主要食糧の需給及び価格に安定に関する法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為を行っていないことを約束致します。						
					代表者名	印
備考						

注: 押印された本票をPDFやFAXで提出する場合は、速やかに、正本を郵送で提出してください。